

魚沼市立小出病院レストラン運営業務委託プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、「地域の主治医病院」としてプライマリケアを中心に市民の医療を担い、市民に開かれた病院づくりの一つの手段として、病院利用者へのサービス向上と病院職員の福利厚生及び健康の保持増進の役割を担うレストラン運営業務の委託先選定にあたり、プロポーザルの実施方法、必要な事項を定めるものである。

事業者の選定にあたっては、経営の理念、人材の確保、従事者教育、従事者の技術力・意欲に応じた適正な体制、地元食材を活かした調理及び業務遂行能力等を総合的に審査し、病院経営の効率化を図ることを目的に公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行う。

2 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、平成31年4月1日現在において、下記条件を満たす法人又は個人とします。

- (1) 飲食店営業について3年以上の運営経験を有すること。
- (2) 本社・本店所在地及び魚沼市内において、過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税、消費税など）又は地方税（法人事業税、固定資産税、軽自動車税など）の未納がないこと。
- (4) 魚沼市建設工事請負業者等指名停止措置要綱での別表第2の15（暴力的不法行為等）の適用に該当しない者であること。

3 質問、回答、問合せ先

魚沼市立小出病院 事務課

〒946-0001 魚沼市日渡新田34番地、TEL025-793-7348

電子メールアドレス koidehp@uonuma-medical.jp

4 委託期間等

- (1) 委託の期間

委託の期間は、令和元年10月1日(予定)から令和6年3月31日までとします。

- (2) 使用料の日割り計算

使用許可開始日又は満了日が月の中途となる場合の当該月の使用料は、日割り計算によるものとします。

- (3) 実績の報告

受託者には、毎月10日までに前月の売上実績を病院に報告していただきます。

なお、売上実績確認のため帳簿等を確認することがあります。

- (4) 営業開始までの準備期間

受託者は、令和元年10月1日までに準備を終了してください。（各種手続き等を含む。）

5 業務等の内容

「魚沼市立小出病院レストラン運営業務委託に係る仕様書」のとおり。

6 見積限度額

37,800 千円以内（消費税及び地方消費税は含まない。）とする。

また、業務委託料の支払いは、1 月につき契約金額を 60 で除した金額とし、毎月の業務実施内容を確認した上で翌月に支払う。

なお、長期契約であるため、契約の日の属する年度の翌年以降の予算額において委託料の減額又は削減があった場合は契約を変更又は解除する。

7 説明会

(1) 開催日時、場所

本プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり説明会を開催する。

日時：令和元年 7 月 11 日（木）午後 2 時から

会場：魚沼市立小出病院 3 階会議室（魚沼市日渡新田 34 番地）

レストラン等も見学していただきます。

(2) 参加申込み

説明会に参加を希望する場合は、別紙様式 1 「魚沼市立小出病院レストラン運営業務委託プロポーザル説明会参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和元年 7 月 8 日（月）午後 5 時 15 分必着

申込み提出先：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、FAX 又は電子メール

なお、電子メールで申し込む場合は、件名に「魚沼市立小出病院レストラン運営業務委託説明会参加希望」と記載すること。

8 本要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

① 提出書類 別紙様式 5 「質問書」

※質問については、質問書を提出してください。

② 提出期限 令和元年6月27日(木) 午後5時

③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールで提出してください。

ただし、持参の場合は土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで、郵送又は電子メールの場合は提出期限までに必着のこと。

(2) 質問書の回答 令和元年7月4日(木)までに魚沼市医療公社のホームページに掲載します。なお、質問の回答は、本要項の追加又は修正とみなします。

9 プロポーザル参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、別紙様式2「魚沼市立小出病院レストラン運営業務委託プロポーザル参加申込書」、別紙様式3「受注実績申告書」及び別紙様式4「企業等概要」を提出すること。

申込み期限：令和元年7月23日（火）午後5時15分必着

申込み提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和元年7月26日（金）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

10 提案書の提出

提案書の提出については、次のとおりとします。

(1) 提出書類

提案書及び添付書類

(2) 記入要領及び留意事項

- ① 提出書類は、A4縦用紙に横書きとし、日本語(文字の大きさは10.5ポイント以上)で記入し、提案書については、大項目毎に最大2枚程度としてください。
- ② 提案に当たっては、患者をはじめ病院を利用する全ての人の病院内生活の質及びアメニティー向上の観点から提案してください。
- ③ 様式以外のもの及び指定した内容以外のものは受理しません。

(3) 添付書類

① 決算書等

(ア) 法人にあつては、直近の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類

(イ) 個人にあつては、直近の所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む。）

② その他

パンフレット等参考資料(無ければ添付する必要はありません。)

(4) 提出部数

各6部（正本1部、副本5部(副本はコピーで構いません。)ただし、(3)-①決算書等については1部)

(5) 提出先

問い合わせ先に同じ

(6) 提出期限

令和元年8月5日（月）午後5時必着（郵送可）

(7) その他

- ① 提出書類について提出後の追加及び変更は認めません。
- ② 提案書作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ③ 出店者選定後、病院が求める営業条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。
- ④ 提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 提出された書類は複製を作成する場合があります。
- ⑦ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

11 提案書に対する質問等について

提出された提案書に対して確認事項があった場合には、提案者に令和元年8月9日（金）までに確認事項を連絡するので、令和元年8月20日（火）午後5時15分までに郵送又はメールで回答すること。

12 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書の内容に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 選考の視点

選考の視点
・ 様式7 提案書の提案動機、運営のコンセプト、メニュー及び価格、実施体制等内容が小出病院のレストラン業務の運営を委託する趣旨に合っているか。
・ 見積額は適当か。

13 受託者の選定

(1) 書類審査

提出された書類について、各提案項目を評価し、一者あるいは複数者を選考します。ただし、提案者が一者のみの場合、審査結果によっては選考されないことがあります。

(2) 面接ヒアリング

書類審査により選考した者に対し、提案に対する質疑及び補足説明を受けるため、必要に応じて面接ヒアリングを行うことがあります。

なお、面接ヒアリングの日程及び場所については、対象者に文書で通知します。

(3) 受託者の特定

提出書類及びヒアリング結果等を総合的に評価し、受託者を選定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は提案者全員に文書で通知します。審査結果についての問い合わせには一切応じません。

(5) 選定後の手続き

受託者として選定された者は、審査結果通知後2週間以内に、下記の書類を提出するとともに、レストランの運営方法等について、医療公社事務局と打合せを行うものとします。

- ① 国税の納税証明書(該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明) 1部
- ② 地方税に係る納税証明書 1部
- ③ 本社・本店所在地及び魚沼市における、食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書(過去3年間) 1部
- ④ 厨房機器・設備、什器備品等の配置図(縮尺1/50程度) 1部

14 日程

募集開始	令和元年6月21日(金)
質問受付	令和元年6月21日(金)から 令和元年6月27日(木)まで
質問に対する回答	令和元年7月4日(木)
説明会参加申込み	令和元年7月8日(月)まで
説明会	令和元年7月11日(木)
プロポーザル参加申込み	令和元年7月23日(火)まで
提案書等提出期限	令和元年8月5日(月)まで
契約予定日	令和元年10月1日(火)

15 契約の締結

小出病院が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結に向けた協議を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力的不法行為等の適用に該当しない誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

16 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、質問等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 10「魚沼市立小出病院レストラン運營業務委託プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
- (7) 本提案競技の公募開始の日から選考が終了するまでの間に、選定関係者または事務局に対する営業活動は禁止します。